

一般社団法人鳥取県冷凍空調工業会青年部会規約(案)

(名称)

第1条 本部会は、鳥取県冷凍空調工業会青年部会と称する。(以下、本部会という)

(目的)

第2条 本部会は、鳥取県冷凍空調工業会(以下、当会という)の事業活動に協力するとともに鳥取県の次世代会員との情報交換・相互交流を深め、また、業界の将来に明るい展望を描き、業界を担う次世代会員の知恵を集めて、もって、業界の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本部会の事務所は、当会事務局内に置く。

(事業)

第4条 第2条の目的を達成するために以下の事業を実施する。

- (1) 当会の事業活動に協力
- (2) 次世代を担う会員相互の資質の向上
- (3) 情報交換を図る横断的な組織の構築
- (4) 業界の中長期的な方向性の検討
- (5) その他、目的を達成するための事業

(会員)

第5条 本部会の会員は、当会の会員である法人・個人に在籍しており、かつ事業年度末日現在において満50歳に達していないことを必要とする。

(入会)

第6条 本部会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を部会長に提出しなければならない。

(役員)

第7条 本部会に、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 幹事 2名

(選任)

第8条 部会長及び幹事は、原則として会員の持ち回りとし、総会において協議のうえ決定する。

(任期)

第9条 役員任期は2年の事業年度とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問・相談役)

第10条 本部会には、顧問及び相談役を置くことができる。

(会議)

第11条 本部会の会議は総会及び役員会とする。

(構成)

第12条 総会は、全ての会員をもって構成する。

2 役員会は部長、幹事顧問及び相談役をもって構成する。

(定足数・議決)

第13条 総会及び役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

2 構成員は、あらかじめ示された議案について、書面または代理人をもって表決することができる。

(委員会)

第14条 本部会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員長は部長が選任する。委員は委員長が選任する。

(費用)

第15条 本部会の運営・活動費用は当会の理事会の承認を得て、当会の会計より支出する。

(事業年度)

第16条 本部会の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日とする。

(事業計画書等)

第17条 本部会が事業活動を行うにあたり、毎事業年度開始前に役員会にて事業計画書等を作成し、総会の議決を得るものとする。

(事業報告及び収支決算報告)

第18条 本部会は、毎事業年度終了後、役員会にて事業報告書及び収支決算書を作成し、総会並びに当会理事会に報告する。

(規程の改定)

第19条 本規定の改定は、役員会にて議案を作成し、総会の議決を得て行う。

(部会の存廃)

第20条 本部会の存廃は、当会の理事会の承認を得て、これを行う。

(規程に定めのない事項)

第21条 本規定に定めのない事項は、役員会にて協議し、当会の理事会の承認を得て執行するものとする。

附則

1.本規定は平成27年10月1日より施行する。